

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 電 響 社
代表者名 代表取締役社長 藤 野 博
(コード 8 1 4 4 大証第 2 部)
問合せ先 執行役員総務部長 石 床 勝
(TEL 0 6 - 6 6 4 4 - 6 7 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

その他、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更、あわせて一部表現の変更および字句の修正を行うものであります。

(2) 公告方法について、周知性の向上および公告掲載費用の削減等を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第 4 条(公告の方法)の変更を行うものであります。

(3) 現状の取締役の員数(平成 18 年 3 月末現在 4 名)ならびに今後の事業展開等を勘案し、現行定款第 19 条(取締役の員数)を 12 名以内から 6 名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、23,667,000株とする。ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、23,667,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式の取扱いに関する諸手続でこの定款に定めのない事項およびその手数料に関する事項については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第12条 株主(実質株主を含む、以下同じ。) 質権者またはその法定代理人は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を名義書換代理人に届け出るものとする。 ただし、署名の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。 2. 外国に居住する株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社所定の名義書換代理人に届出るものとする。その変更があった場合も同様とする。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基 準 日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者、議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 <u>定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者、議長)</p> <p>第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録) 第18条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名をおこなう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は<u>12名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>2. 取締役選任の決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 <u>取締役会の決議により、取締役のうちから会長・社長・副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、社長は代表取締役のうちから定める。</u></p> <p>2. 前項により、役付取締役をおいたときは、社長は会社の業務を総括し、他の取締役は社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</p> <p>3. 社長に事故あるときは、第1項の順序により他の取締役が社長の職務を代行する。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>2. 取締役選任の決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長・取締役社長・取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから定める。</u></p> <p>2. 前項により、役付取締役をおいたときは、<u>取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</u></p> <p>3. <u>取締役社長に事故があるときは、第1項の順序により他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集、議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が<u>これに代る</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日より3日前にこれを発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の必要ある場合は、更にこれを短縮し、取締役および監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名をおこなう。</u></p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬) 第29条 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p>	<p>(取締役会の招集、議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が<u>招集し、議長となる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日<u>の</u>3日前<u>まで</u>にこれを発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の必要<u>が</u>ある場合は、更にこれを短縮し、取締役および監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第29条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日より3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、更にこれを短縮し、監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名をおこなう。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第37条 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第39条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、更にこれを短縮し、監査役全員の同意をあらかじめ得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)</u>をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第41条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免がれるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の配当金については利息をつけない。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免がれる。</u></p> <p>(削除)</p>

以 上